（前のページより続き）

〔公　告〕

諸事項

官庁
適格機関投資家、有権者申出方、製造たばこ小売定価、公示送達、演習場に係る住宅防音区域の指定（上富良野・然別）、北海道大演習場（島松着弾地及び島松地区に限る。）に係る住宅防音区域及び移転補償区域の指定関係　二
裁判所
相続、失踪、破産、特別清算、再生関係　三
会社その他
会社決算公告　三六
三〇

省　令

○総務省令第六十号

総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）及び総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）を実施するため、総務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年六月二十九日

総務大臣　川端　達夫

総務省組織規則の一部を改正する省令

総務省組織規則（平成十三年総務省令第一号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第二項中「住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成二十一年法律第七十七号）による改正後の住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の規定（外国人住民に係る部分に限る。）の施行の準備」を「外国人住民に係る住民基本台帳制度」に改める。

附　則

この省令は、平成二十四年七月九日から施行する。

○総務省・法務省令第二号

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号）及び郵政民営化法等の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第三十号）の施行に伴い、並びに地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成十三年法律第百二十号）第七条の規定に基づき、戸籍等の謄本等、登録原票の写し等又は戸籍の附票の写しの交付の請求の受付及び引渡しの事務の郵便局における取扱いに関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年六月二十九日

総務大臣　川端　達夫

法務大臣　滝　　実

戸籍等の謄本等、登録原票の写し等又は戸籍の附票の写しの交付の請求の受付及び引渡しの事務の郵便局における取扱いに関する省令の一部を改正する省令

戸籍等の謄本等、登録原票の写し等又は戸籍の附票の写しの交付の請求の受付及び引渡しの事務の郵便局における取扱いに関する省令（平成十三年総務省・法務省令第二号）の一部を次のように改正する。

題名中「、登録原票の写し等」を削る。

第一条中「郵便局株式会社」を「日本郵便株式会社」に、「、第三号又は第五号」を「又は第四号」に改める。

第二条中「、登録原票の写し等（同項第三号に規定する登録原票の写し等をいう。以下同じ。）」を削り、「同項第五号」を「同項第四号」に、「郵便局株式会社」を「日本郵便株式会社」に、「、第三号又は第五号」を「又は第四号」に改める。

第三条中「郵便局株式会社」を「日本郵便株式会社」に改め、「、登録原票の写し等」を削る。

第四条中「郵便局株式会社」を「日本郵便株式会社」に改める。

附　則

この省令は、平成二十四年七月九日から施行する。ただし、第一条から第三条までの改正規定中「郵便局株式会社」を「日本郵便株式会社」に改める部分及び第四条の改正規定は、郵政民営化法等の一部を改正する等の法律の施行の日から施行する。

○総務省・法務省令第三号

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号）の施行に伴い、及び競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成十八年法律第五十一号）第三十四条第二項の規定に基づき、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第三十四条第二項に規定する公共サービス実施民間事業者の要件を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年六月二十九日

総務大臣　川端　達夫

法務大臣　滝　　実

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第三十四条第二項に規定する公共サービス実施民間事業者の要件を定める省令（平成十八年総務省・法務省令第一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「、登録原票の写し等」を削り、同条第二号中「第六号」を「第五号」に改める。

附　則

この省令は、平成二十四年七月九日から施行する。

○法務省令第三十号

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号）の施行に伴い、及び競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成十八年法律第五十一号）第三十四条第九項の規定に基づき、戸籍等の謄本等又は登録原票の写し等の交付の請求の受付及び引渡しの業務の公共サービス実施民間事業者における実施に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年六月二十九日

法務大臣　滝　　実

戸籍等の謄本等又は登録原票の写し等の交付の請求の受付及び引渡しの業務の公共サービス実施民間事業者における実施に関する省令の一部を改正する省令

戸籍等の謄本等又は登録原票の写し等の交付の請求の受付及び引渡しの業務の公共サービス実施民間事業者における実施に関する省令（平成十八年法務省令第六十五号）の一部を次のように改正する。

題名中「又は登録原票の写し等」を削る。

第一条中「又は第三号」を削る。

第二条中「又は登録原票の写し等（法三十四条第一項第三号に規定する登録原票の写し等をいう。以下同じ。）」及び「又は第三号」を削る。

第三条中「又は登録原票の写し等」を削る。

附　則

この省令は、平成二十四年七月九日から施行する。

○文部科学省令第二十四号

住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成二十一年法律第七十七号）の一部及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号）の施行に伴い、並びに博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第五条第一項第三号の規定に基づき、博物館法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年六月二十九日

文部科学大臣　平野　博文